

京都市告示第 54 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 22 年 4 月 6 日

京都市長 門 川 大 作

1 道路の種類 府 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
渋谷山科停車場線	山科区厨子奥若林町37番地の1地先から	旧	メートル 27.00	メートル 7.45 ~ 8.10
	同町56番地の1地先まで	新	27.00	7.75 ~ 8.07

2 道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科厨子奥経 9号線	山科区厨子奥若林町32番地の5地先から	旧	メートル 25.10	メートル 5.05 ~ 5.30
	同町32番地の22地先まで	新	25.10	6.00 ~ 6.01
山科厨子奥経 11号線	山科区厨子奥若林町37番地の9地先から	旧	69.20	3.70 ~ 4.45
	同町51番地の3地先まで	新	69.20	6.00 ~ 10.30

山科厨子奥経 11号線	山科区厨子奥若林町54番地の2地先か ら	旧	32.90	3.85 ~ 3.94
	同町46番地の2地先まで	新	32.90	4.08 ~ 6.08
山科厨子奥緯 5号線	山科区厨子奥若林町54番地の8地先内	旧	2.50	0.60
		新	1.90	0.91

(建設局土木管理部道路明示課)